

平成31年度
生涯学習振興計画



紀の川市教育委員会

「生涯学習のまち 紀の川市」宣言

わたくしたちは、紀の川市民憲章の理念に基づき、「学ぶ・結ぶ・育む」をスローガンに生涯にわたり自ら学びながら心豊かな人間性を培い、人と人を結び調和のとれた明るく活力ある紀の川市を育むことをめざします。

- ・ 学ぶ…主体的に学ぶことで生きがいを見いだす。
- ・ 結ぶ…人と人がともに力を合わせて地域に貢献する。
- ・ 育む…個人の学びを地域活動に生かし、紀の川市のまちづくりに役立てる。

このような生涯学習の取り組みに励むことを誓い、ここに「生涯学習のまち 紀の川市」を宣言します。

(平成19年3月27日 制定)

【宣言の趣旨】

すべての市民が安全・安心を実感でき、心豊かに暮らし、そして、紀の川市に住んでよかったと思えるまちづくりを進めるには、個人の学習活動が人との交流を生み、地域の連帯感や自治意識の向上を図り、地域意識の活性化につなげることができる生涯学習を推進することが最も有効であると考えます。

- ・ 学ぶ…自ら学ぶことで生きがいを見だし人生を豊かにします。
- ・ 結ぶ…学びにより仲間ができ、ともに地域に貢献することで人と地域との結びつきも生まれます。
- ・ 育む…学ぶ人自身を高めるだけでなく、個人の学びが共同の学びとなり、その学びを地域活動に生かすことで連帯感や自治意識を育み、より良いまちづくりをめざします。

★紀の川市生涯学習振興計画について★

本計画は、平成31年3月に策定された「紀の川市生涯学習推進計画」の基本計画を具現化するための行動計画として「紀の川市生涯学習振興計画」を策定するものがあります。

この計画は、紀の川市生涯学習推進計画1年目の行動計画であり、また社会情勢や市民のニーズの変化などに応じて見直しを行い毎年度策定します。

基本方針には

みんなが学ぶ

みんなで学ぶ

学びを生かす

学びをすすめる

の4つの基本方針があります。

また共育コミュニティの取り組みを通して

1. 地域づくりを進めるための生涯学習
2. 社会的な課題に対する生涯学習
3. 青少年教育における生涯学習
4. 文化財の継承
5. 生涯スポーツの推進
6. 生涯学習施設の整備充実

の6つの主要事業があります。

6つの主要事業の具体的な実施計画は次のとおりです。

1. 地域づくりを進めるための生涯学習

第1項 生涯学習を推進するための体制づくり

①地区公民館

推進計画の方針

誰でも気軽に来館でき、自由で開放的な公民館を目指すとともに地域の活動拠点となる公民館を目指します。

地域に密着した職員等の配置を検討するとともに講座の内容を再検討し、地域に密着した公民館活動を支援していきます。

《主な事業・活動》

- ◆市民が身近に感じることができ、地域の特色を活かした公民館講座を開設します。
- ◆公民館職員同士の情報交換の場を設けます。
- ◆市民が自由に使えるスペースの確保を検討します。

②公民館分館

推進計画の方針

地域住民からなる分館の管理・運営を行う委員会（以下「運営委員会」という。）との連携協力体制を充実し、より地域と密着した分館として、地域力の向上の拠点として、また高齢者や子供たちの居場所になるような分館を目指します。

《主な事業・活動》

- ◆分館主事と地区公民館職員との連絡を密にし、地域住民が気軽に立ち寄れる公民館になれるよう助言をするとともに分館活動を支援します。
- ◆運営委員会との連携を図り、分館事業の計画を立てていきます。

③図書館

推進計画の方針

地域住民がより図書館を身近に感じ、利用できるよう努めていきます。子供から大人まで誰もが利用でき、身近に感じる図書館づくりを進めます。直接来館が困難な方に対して、移動図書館や図書館の出張サービスなど様々な工夫を凝らします。

《主な事業・活動》

- ◆蔵書を増やします。
- ◆館内での読み聞かせや季節に応じたイベントを開催します。
- ◆中学生を対象としたビブリオバトルを開催します。

- ◆公民館等を利用して図書館利用の促進を図ります。
- ◆学校司書との連携を図り、子供たちの読書活動を支援します。
- ◆ブックスタート事業を利用して、図書館の利用促進を図ります。
- ◆移動図書館や出張サービスについて検討します。

④高校・大学などとの連携

推進計画の方針

若者にとって魅力ある紀の川市を目指した学習活動の活性化を図るため、多くの分野で高校・大学などの教育機関や市民団体との連携・協働ができるよう努めます。

《主な事業・活動》

- ◆高校・大学等と協働できる公民館事業などを周知し、協力を求めるなど連携を強化します。
- ◆連携した成果を広報していきます。

第2項 生涯学習を推進するための人づくり

①生涯学習ボランティア

推進計画の方針

共育コミュニティとの関係性を踏まえて、公民館を中心とした活動の中で生涯学習ボランティアを育成し、ボランティアの意義付けを明確にしていくとともに、積極的な参加を求めるための連絡体制の確立と広報を充実していきます。

《主な事業・活動》

- ◆公民館事業等の情報を生涯学習ボランティアに届け、事業への参加を呼びかけるとともに、参加したボランティアに運営をお願いすることで、育成を図ります。
- ◆生涯学習ボランティアに共育コミュニティの活動を紹介し、積極的な参加を求めます。

②文化協会の育成と文化祭

推進計画の方針

市の芸術文化の振興に参画する文化協会団体を支援し、育成していきます。引き続き文化協会主催の文化祭を支援していきます。2021年開催される国民文化祭¹に向けて、協会の自主運営を支援します。

¹ 国民文化祭：全国各地で様々な文化活動に親しんでいる人たちが集まり、発表や交流を行う国内最大級の文化の祭典。和歌山県では2021年に「第36回国民文化祭・わかやま2021 第21回全国障害者芸術・文化祭わかやま大会」を開催。

《主な事業・活動》

- ◆文化協会内のクラブの連合化を図るため補助金を交付します。
- ◆異なる分野のクラブが共催できるよう支援します。
- ◆支部文化祭の開催を支援します。
- ◆文化の祭典の実施に向けた検討を行います。
- ◆国民文化祭開催に向けて、文化協会との連携を図り、実行委員会の立ち上げを行います。

③社会教育委員

推進計画の方針

社会教育委員に共育コミュニティ、家庭教育、青少年教育など幅広い分野で活躍する人材を求めていきます。

社会教育関係の研修会等への参加を積極的にすすめ、社会教育委員の資質向上を目指します。

《主な事業・活動》

- ◆社会教育関係の研修会や会議に積極的に参加します。
- ◆学校・家庭・地域の連携協働の方策を調査研究します。

④社会教育指導員

推進計画の方針

公民館講座や社会教育団体への指導、助言に加え、共育コミュニティへの関与を積極的に行い公民館の活性化を図ります。

業務遂行するための環境づくりを推し進め、研修会や社会教育指導員同士の情報交換の場を設け、指導員の資質向上を目指します。

《主な事業・活動》

- ◆社会教育指導員が統括コーディネーター役を担い、共育コミュニティを推進します。
- ◆「公民館へ行こらフェア」を企画し、公民館の活性化を図ります。
- ◆各団体からの相談等を受け、経験・知識に基づき指導を行います。
- ◆定例の社会教育指導員連絡会議を開催し、相互の意見交換を行うとともに社会教育全般の研修へ積極的に参加して自己研鑽に努めます。

第3項 生涯学習を推進するための学び場づくり

①地域学校協働本部

推進計画の方針

地域学校協働本部に関わる地域の人を増やしていきます。

地域学校協働本部に関わるボランティアと学校との交流を推し進めていきます。地域コーディネーター同士の交流や研修を推進していきます。またコミュニティスクール²と連携した活動を行なっていきます。

《主な事業・活動》

- ◆地域の実情に合わせて地域学校協働本部を実施していきます。
- ◆地域コーディネーター同士の交流会、研修会を実施していきます。
- ◆地域住民が地域学校協働本部に関わるボランティアに関心を持ち、参加を促していきます。

②公民館へ行こらフェア

推進計画の方針

従来からの気軽に公民館に来てもらう目的だけの講座だけでなく、共育コミュニティ等で見つけた課題を材料とした講座の開催を検討し、次年度の公民館講座へフィードバックできるよう進めていきます。

《主な事業・活動》

- ◆「公民館へ行こらフェア」の内容を来館者増加の目的だけでなく、地域の実情に即した内容を検討していきます。
- ◆「公民館へ行こらフェア」の事業内容を公民館講座に反映できるよう、公民館職員と協働していきます。

③文化芸術事業

推進計画の方針

市民のニーズに応じた事業展開をするには、経営的な視点も必要となり、今後民間のノウハウを活用した文化振興策を検討していきます。

《主な事業・活動》

- ◆それぞれの文化ホールの特徴・特性を活かした事業をしていきます。
- ◆小・中学校の体育館などを使って、子供たちや地域住民に文化芸術に触れる機会を提供します。
- ◆文化ホール運営の民間委託を検討します。

④成人式

推進計画の方針

引き続き実行委員会形式を続け、成人として「協働への第一歩」を踏み出す機会としていきます。また、実行委員になる人の確保には、生涯学習活動に参加していた中学生・高校生の確保や、実行委員となった新成人から次年

² コミュニティスクール：学校運営協議会を設置した学校のこと。学校運営協議会は学校、保護者、地域が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に子供たちの成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める制度。

成人となる者を紹介してもらいなど、人的つながりを構築していきます。

《主な事業・活動》

- ◆新成人が主体となる実行委員会形式の成人式を行います。
- ◆実行委員になった新成人の後輩に実行委員になるよう働きかけてもらい、次の年の実行委員の確保を目指します。

2. 社会的な課題に対する生涯学習

第1項 社会的課題解決への取り組み

①家庭教育

推進計画の方針

子育てに悩む保護者同士の交流の場を設けると共に関係課との連携を図るなど家庭教育の充実を図っていきます。

《主な事業・活動》

- ◆こども課が開催する子育て支援講演会に協賛し、子育て世代の悩みや疑問を共有できる場を設定します。
- ◆保護者同士が地域の人と関わりが持てるような事業を展開します。

②防災教育

推進計画の方針

地域の防災力は地域のつながりから生まれるとの考えの下、本市の危機管理部と連携した取り組みを実施していきます。

《主な事業・活動》

- ◆公民館などで防災や地域連携の必要性を学んでもらいます。
- ◆危機管理部と連携をとり、地域住民の防災力強化を支援します。

③人権教育

推進計画の方針

多岐にわたる人権課題を知ることが人権教育の第一歩として位置づけ、様々な視点からの講座を開設すると共に、子供たちが人権について考える機会を提供し、人権教育への積極的な取り組みを実施していきます。

《主な事業・活動》

- ◆小中学生のポスターを集めた人権啓発資料を作成します。
- ◆様々な人権問題を取り上げた人権学習講座を開設します。
- ◆小学生保護者を対象とした人権についての理解を深める保護者学級の開設を支援します。
- ◆識字学級の活動を支援します。

④高齢者教育

推進計画の方針

生涯学習を通して生きがいを見つけられる講座等を関係部署、関係団体と

連携して開催していきます。

生涯学習活動に生きがいを見出すツールとして共育コミュニティへの参画を促していきます。

《主な事業・活動》

- ◆高齢者学級を開催します。
- ◆高齢者学級を通じて共育コミュニティの紹介と参加を促します。

3. 青少年教育における生涯学習

第1項 青少年教育を推進するための取り組み

①青少年教育

推進計画の方針

青少年教育は、青少年団体の活動への支援、ジュニアリーダーの育成、子供の居場所の設置、青少年センターの機能強化など、紀の川市の次代を担う子供たちを地域の全ての大人が見守り育てていけるよう取り組みます。また、子供たちと地域の人々がふれあい、関わり合える機会を設けることで、健全な子供の育成はもとより子供たちが安全安心にすくすくと育つことができるよう事業の充実と見直しを図っていきます。

《主な事業・活動》

- ◆青少年の健全な育成を市民ぐるみで見守る活動に取り組みます。
- ◆紀の川市少年メッセージを開催します。
- ◆少年少女発明クラブを開催します。
- ◆子供たちが様々な経験・体験が出来るよう各地域において取り組みます。
- ◆各種青少年育成団体や子どもに関するNPO法人等を支援します。
- ◆保護者同士が地域の人と関わりが持てるような事業を展開します。
- ◆青少年センターによる環境浄化活動を支援していきます。

4. 文化財の継承

第1項 文化財の保護と活用のための取り組み

①文化財の保護

推進計画の方針

市民の協力、また紀の川市文化財保護審議員など学識経験者の助言・指導をいただきながら、下記業務を計画的に実施します。

《主な事業・活動》

- ◆旧名手宿本陣の整備（名手役所の復旧）を進めます。
- ◆個人・団体が所有する指定文化財の保護活用を支援します。
- ◆文化財の盗難防止の啓発に努めます。
- ◆文化財資料の収集に努めます。
- ◆調査依頼のあった文化財について調査研究を行い文化財保護に努めます。
- ◆開発に対応して必要に応じた埋蔵文化財の発掘調査を行い、保護に努めます。

②文化財の活用

推進計画の方針

歴史を語る文化財を学ぶことは、ふるさとを愛する心・豊かな心を育みます。引き続き文化財の活用事業を継続して実施します。

《主な事業・活動》

- ◆歴史民俗資料館の常設展のパネルを見直します。
- ◆旧南丘家住宅を定期的に公開します。
- ◆文化財施設で講演会などを開催します。
- ◆歴史体験教室など文化財サポーターと協働で事業を開催します。

5. 生涯スポーツの推進

第1項 生涯スポーツを推進するための取り組み

①生涯を通じてスポーツを楽しむことができる機会の提供

推進計画の方針

児童生徒や青少年の競技力向上、成年や高齢者の健康維持など、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進していくとともに、スポーツ人口の拡大を図るために、様々なスポーツやレクリエーションの普及に努めます。

《主な事業・活動》

- ◆スポーツをする子供を増やすとともに子供の体力づくりなど、幼児期からのスポーツの推進を図るため、引き続き体操教室（親子体操、幼児体操など）を実施します。
- ◆体力テスト、総合競技大会、各専門部や単位団独自の活動など、スポーツ少年団の育成を支援します。
- ◆学校法人日本体育大学との協定を活用し、市内小学生の日体大への派遣および日体大からの講師招へいの各事業を実施します。
- ◆紀の川市体育協会に活動補助金・事業運営補助金を交付し、各種大会・スポーツ教室の開催を支援します。
- ◆各種大会で優秀な成績をおさめた方や紀の川市のスポーツ振興に貢献した方の表彰を行ないます。
- ◆スポーツフェスティバルなど、各種スポーツイベントについて、スポーツ推進委員が中心となって、企画立案を行います。
- ◆スポーツイベントの情報など、市広報誌だけでなく、ホームページやSNSを活用し、リアルタイムで情報を提供できるよう努めます。

②スポーツによる共生社会の実現

推進計画の方針

地域や関係団体と連携し、年齢や能力を問わず様々な方が気軽にスポーツに参加できる機会づくりを進めていきます。また、スポーツ活動の機会を通じて住民同士の交流を促進させ、コミュニティの繋がりの強化も図っていきます。

《主な事業・活動》

- ◆ニュースポーツの普及を図り、日常的にスポーツをする機会づくりに努め、一人1スポーツの推進を図ります。
- ◆高齢者・障害者および女性スポーツの推進を図るため、引き続き体操教室（健康体操・スポーツ吹矢・卓球・フラダンスなど）や障害者スポーツ教室を実施します。

- ◆大規模なイベントでは、市のスポーツ少年団や体育協会よりスポーツボランティアとして協力をいただき、スムーズな運営に努めます。
- ◆桃源郷ハーフマラソンなど、広範囲から参加者が集まるイベントにおいて、市の観光協会や市内企業より協賛品を集め、市のPRに努めます。

6. 生涯学習施設の整備充実

第1項 生涯学習施設の整備

①文化施設

推進計画の方針

施設の維持管理費用を捻出するための努力をしていくと共に、市の公共マネジメント計画（以下「市計画」という。）に基づき、施設の稼働状況や将来の利用ニーズを勘案しながら、2館それぞれの特色を活かした施設の活用を行うと同時に施設のあり方を検討していきます。

《主な事業・活動》

- ◆使用料減免団体の見直しを事務担当で検討していきます。
- ◆施設の修繕をはじめ、維持管理をしていきます。

②図書館

推進計画の方針

現状の施設を維持管理し、より快適な読書環境の整備を図ります。また、利用困難者に対する利用促進についてはソフト面や図書館運営において実施していきます。

《主な事業・活動》

- ◆W i F i 環境を整備します。
- ◆移動図書館について検討していきます。

③公民館

推進計画の方針

地区公民館については、市計画に基づき、現在の配置状況を維持しながら、周辺の稼働率の低い集会所機能を有する施設を集約化、複合化し総合的な拠点施設としての利活用を検討していきます。

また、分館については、市計画に基づき、稼働率が低く老朽化が進んだ施設は、周辺の集会機能を有する施設等への集約化や複合化を検討していきます。

《主な事業・活動》

- ◆各地区公民館は引き続き維持管理をおこないます。
- ◆分館は、施設の統合、複合化も含め検討していきます。

④教育集会所

推進計画の方針

市計画に基づき、公民館等の社会教育施設への集約化若しくは地元自治会への移管を検討し効率的な施設運営のあり方について検討します。

《主な事業・活動》

- ◆施設の統合、複合化を検討します。
- ◆地元への施設移管を検討します。

⑤文化財施設

推進計画の方針

各施設の適切な管理を行い、活用事業が実施できるような環境を整えます。

《主な事業・活動》

- ◆市所有文化財の適正な管理を行っていきます。
- ◆名勝藤崎弁天の弁天堂の修理に向けて準備をします。

⑥スポーツ施設

安全・利便性を視野に入れたスポーツ施設の整備

推進計画の方針

スポーツ施設を適切に維持管理することで、市民がいつでも安全に安心して身近にスポーツを楽しむことのできる施設環境を整えます。また、利用者の利便性を考慮しつつ、老朽化の進んだ施設の統廃合も視野に入れ、市民の参加の増加につながるスポーツ施設や設備の充実を図ります。

《主な事業・活動》

- ◆市民公園テニスコート・貴志川スポーツ公園テニスコート・粉河中部運動場の夜間照明のLED化を行ないます。
- ◆トレーニング機器を安全に利用していただけるよう、市内のトレーニングルームにインストラクターを配置します。
- ◆施設の適切な管理体制を図るため、指定管理者制度などの研究を行ないます。
- ◆施設利用料の減免などについて、調査・研究を行ないます。

平成31年度紀の川市生涯学習振興計画

平成31年 4月

発行

紀の川市教育委員会

〒640-6492 和歌山県紀の川西大井 338 番地
TEL 0736-77-2511(代表) FAX 0736-77-0917
E-mail : k150400-001@city.kinokawa.lg.jp
ホームページ : <http://www.city.kinokawa.lg.jp>